

栃木県第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託契約書

委託者栃木県（以下「甲」という。）と受託者株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、次の業務（事業）（以下「委託業務」という。）の処理（実施）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（1）委託業務の名称

栃木県第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託

（2）委託業務の内容

別紙「第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託仕様書」のとおり

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8（2026）年〇月〇日から令和9（2027）年11月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇円）とする。

ただし、各会計年度における委託料の支払額は、次のとおりとする。

令和8（2026）年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和9（2027）年度 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙「第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

（委託業務の実施場所）

第6条 委託業務の実施場所は、栃木県庁舎内等甲が指定した場所及び仕様書に定める要件を満たす場所であって、乙が特定し予め届け出た作業場所とする。

（成果品の納入方法、納入期限及び納入場所）

第7条 乙は、成果品を納入するときは、納品書を付して行わなければならない。

2 成果品の納入期限は、仕様書に記載されたとおりとする。

3 成果品の納入場所は、栃木県庁とする。

（施設等の使用）

第8条 乙は、この委託業務の履行に必要な甲の作業場所等を甲の指示に従い、無償で使用できるものとする。なお、施設等の使用に当たって、乙は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（業務遂行上の責任者）

第9条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

（指示及び監督）

第10条 乙は、委託業務の履行に当たり、甲の総括責任者と協議の上、業務を遂行するものとする。

（業務処理状況の報告及び検査）

第11条 乙は、年度ごとの委託業務完了後、仕様書に基づき実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の実績報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に実績報告書の内容を検査しなければならない。

3 甲は、第6条の規定による納入を受けた日から10日以内に、当該成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しているか検査をしなければならない。

4 前項の検査を合格した時をもって、甲は、乙から当該成果品の引渡しを受けたものとする。
(履行の追完)

第12条 前条第3項の規定による検査の結果、当該成果品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は、乙に対し、当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲が指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。

2 前項の場合においては、第7条第1項及び前条の規定を準用する。

3 甲は、検査合格後であっても、引き渡された当該成果品が契約不適合であるときは、乙に対し、当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲が指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。

4 第1項及び前項に規定する契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、これらの規定による履行の追完を請求することができない。

(委託料の減額)

第13条 引き渡された当該成果品が契約不適合である場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による委託料の減額の請求をすることができない。

(委託料の請求及び支払)

第14条 乙は、前条第2項に規定する検査に合格したときは、甲に委託料を請求するものとする。

2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第15条 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項の支払期限までに委託料を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、委託料に対し、年3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額とする。

(債務不履行の場合の損害金)

第16条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、その損害に相当する金額を損害賠償として請求することができる。ただし、その債務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(一般的損害)

第17条 委託業務の実施中に甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第18条 乙は、各会計年度の末日までに、当該会計年度の業務を完了できない場合は、甲に対して遅延損害金を支払うものとする。ただし、その完了できないことが乙の責めに帰することができない事由

によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の遅延損害金の額は、その期日の経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第3条の委託料のうち当該会計年度の委託料に対し年3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、契約期間の最終会計年度の業務については、「各会計年度の末日」を「契約期間の末日」と読み替えて適用するものとする。
- 4 甲に生じた損害額が第1項の規定による遅延損害金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

（個人情報保護の保護）

第19条 乙はこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ）

第20条 乙はこの契約による業務を処理するに当たっては、別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

（知的財産権の帰属）

第21条 乙は委託業務により作成する成果品に関して、著作権法第21条、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を甲に譲渡するものとする。

- 2 前項に規定する著作権において、契約締結日以前から乙が有している著作物が当該成果品に含まれる場合は、該当部分の著作権は乙に留保するものとする。ただし、甲は本業務の目的の範囲に限り、当該成果品に含まれる著作物を複製又は改変することができるものとする。
- 3 乙は委託業務により作成する成果品に関して、著作権者人格権を有する場合であっても、当該成果品の利用に関し、甲及び甲が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。なお、乙が当該成果品を自ら利用し、又は第三者に利用させる必要がある場合には、あらかじめ甲と協議し、その承諾を得なければならない。
- 4 乙が委託業務により作成する成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を乙が行うものとする。ただし、甲が特に当該著作物の使用を指示したときは、この限りでない。
- 5 委託業務に関連して第三者との間で著作権その他知的財産権に係る権利侵害に関する紛争等が生じた場合には、乙の負担及び責任においてこれを解決するものとする。ただし、当該紛争が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

（業務の調査等）

第22条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

（事故報告）

第23条 乙は、この委託業務の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第24条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（契約変更）

第25条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

（催告による解除）

第26条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（催告によらない解除）

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (7) 乙がこの契約に違反したとき又は乙がこの契約に違反するおそれがあると甲が認めたとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第28条 前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、その契約の解除が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 甲に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

(担保責任の期間の制限)

第29条 乙が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものを甲に引き渡した場合において、甲が第11条第2項の規定による検査の結果合格としたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、第13条に規定する履行の追完、第14条に規定する委託料の減額、第17条に規定する損害賠償の請求、第27条及び第28条に規定する契約の解除、並びに第29条に規定する違約金の請求をすることができない。ただし、乙がその引渡しの時に不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(談合その他不正行為による解除)

第30条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)

(3) 乙が、独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(賠償額の予定)

第31条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として委託料の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1) 乙が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し、独占禁止法第7条の2第

1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、乙は超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
(権利義務の譲渡等の禁止)

第32条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務をあらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第80条第1項に基づく確認を行い、支出命令確認の登録を行った時点で生ずるものとする。
(変更の届出)

第33条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。
(契約の費用)

第34条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。
(裁判管轄)

第35条 この契約について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。
(信義則)

第36条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
(暴力団等排除に関する特約条項)

第37条 暴力団等排除に関する特約条項については、別記「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。
(疑義等の決定)

第38条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8(2026)年〇月〇日

甲 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号
栃木県
知事 福田 富一 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
株式会社 〇 〇 〇 〇
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 印